

(経営委員会資料 別添)

関連団体運営基準

平成 2 5 年 7 月 1 日

関連事業局

関連団体運営基準

<前文>

<第1章 総則> _____ p. 1

- 第1条 運営基準の目的
- 第2条 関連団体の定義
- 第3条 基本契約の締結
- 第4条 NHK名称の使用

<第2章 関連団体の事業> _____ p. 3

- 第5条 関連団体の事業目的
- 第6条 関連団体の業務範囲
- 第7条 各関連団体の事業内容
- 第8条 事業活動における遵守事項

<第3章 関連団体の指導、監督等> _____ p. 5

- 第9条 関連団体の指導・監督
- 第10条 連絡協議会
- 第11条 事前協議事項
- 第12条 事前説明事項
- 第13条 報告事項
- 第14条 事前協議等の特例
- 第15条 事業運営状況等の理事会報告
- 第16条 監査委員による報告徴収・調査
- 第17条 会計監査人による報告徴収・調査
- 第18条 指導監督のための報告徴収・調査
- 第19条 監査法人等の業務運営状況調査
- 第20条 関連団体事業活動審査委員会

<第4章 NHKと関連団体の取引> _____ p. 13

- 第21条 公正取引の原則
- 第22条 業務委託
- 第23条 取引の適正性の評価、公表

<第5章 会計および決算> _____ p. 14

- 第24条 会計の基準
- 第25条 連結決算

<第6章 人材の交流、育成等> _____ p. 14

- 第26条 人材の交流・育成

- 第27条 出向契約
- 第28条 リスクマネジメントの実施
- 第29条 コンプライアンスの徹底

<第7章 情報公開および個人情報保護> ————— p. 16

第30条 情報公開

第31条 個人情報保護

<第8章 知的財産権の使用、情報の管理等> ————— p. 17

第32条 知的財産権の使用

第33条 情報の管理

第34条 運営基準の見直し

付 則

関 連 団 体 運 営 基 準

日本放送協会（以下「NHK」という。）の関連団体は、NHKおよびその関連団体から成る集団（以下「NHKグループ」という）の一員であることを認識し、受信料で成り立つ公共放送NHKの使命達成に協力することを基本として、視聴者・国民の期待と信頼にこたえる事業活動を行うことが求められている。

関連団体は、事業の遂行にあたり、公共の福祉の増進と文化の向上に尽くすというNHKの使命にかんがみ、NHKグループの一員として、適切で社会との調和ある活動を心がけ、NHKと一体となって、豊かで多様な放送文化の創造に貢献していくものとする。

〈第1章 総 則〉

第1条〔運営基準の目的〕

この「関連団体運営基準」（以下「運営基準」という。）は、NHKグループの一員として、関連団体の事業が適切に行われることを目的として、関連団体の事業運営およびこれに対するNHKの指導・監督等に関する基本的事項を定めたものである。

第2条〔関連団体の定義〕

運営基準において「関連団体」とは、次の各号に掲げるものの総称とする。

(1) 「子会社」

NHKがその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他のNHKがその経営を支配している法人として放送法施行規則第14条で定めるもの

(2) 「関連会社」

NHKまたは子会社が他の会社の財務および事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる当該他の会社（子会社を除く）

(3) 「関連公益法人等」

NHKの業務の一部またはNHKの業務に関連する事業を行っている一般社団法人、一般財団法人その他の法人であって、NHKが出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて財務および事業の方針決定を支配しているかもしくはそれに対して重要な影響を与えることができるもの（子会社を除く）

（別紙1「関連団体系統図」参照）

第3条〔基本契約の締結〕

1 NHKは、関連団体との合意に基づき、基本契約を関連団体ごとに締結して、運営基準の遵守、NHKの当該関連団体に対する業務委託等の範囲、相互の協力関係その他のNHKの関連団体の管理運営に係る事項について約定する。ただし、前条第2号または第3号により関連会社または関連公益法人等に該当するものであっても、NHKが現に重要な影響を与えておらず、かつ、与えないことに合理的な理由があるものについては、この限りでない。

2 NHKの直接出資のない関連団体については、当該関連団体に出資する子会社が当該団体と前項の基本契約の内容に準じた契約を締結することによって、NHKの基本契約締結

に代えることができる。

第4条〔NHK名称の使用〕

- 1 関連団体は、NHKの承認を得て、その法人名の一部に「NHK」または「日本放送協会」の名称を使用することができる。
- 2 法人名の一部にNHKまたは日本放送協会の名称を使用する関連団体は、より高い公共性が求められることを認識して事業運営にあたらなければならない。

〈第2章 関連団体の事業〉

第5条〔関連団体の事業目的〕

関連団体は、NHKグループの一員として、公共放送NHKの業務を補完・支援することを基本として、次の各号に掲げるものをその事業目的とする。

- (1) NHKの業務の効率的推進
- (2) NHKのソフト資産やノウハウの社会還元
- (3) 前各号を通じた経費節減および副次収入によるNHKへの財政的寄与・視聴者負担の抑制

第6条〔関連団体の業務範囲〕

- 1 関連団体は、前条に定める事業目的を踏まえ、公共放送NHKの関連団体にふさわしい業務を、節度をもって行うものとする。
- 2 子会社および、NHKまたは子会社の出資比率が3分の1を超える関連会社の業務範囲は、
 - (1) 放送法施行令第2条に定める事業
 - (2) 放送法に基づきNHKが行うことのできる業務（放送をすることを除く。）
 - (3) 前各号を行うために保有する設備または優れた技術を活用して行う事業であって特に社会的に意義のあるものとし、具体的には別紙2に掲げるものとする。ただし、放送法第21条で規定される子会社は、この限りでない。
- 3 NHKまたは子会社の出資比率が3分の1以下ではあるが、NHKが人事、資金、技術、取引等を通じてその業務の方針に重要な影響を与えることができる関連会社の業務範囲は、前項に準じ、NHKの使命に照らして適正なものとする。
- 4 関連公益法人等である関連団体は、当該団体を規律する法令等に従って、適切に事業を行う。

第7条〔各関連団体の事業内容〕

- 1 関連団体は、おのおのが有する専門性を互いに尊重し、協調・連携して事業展開にあたる。
- 2 関連団体の事業内容について調整が必要な場合は、NHKがこれを行う。ただし、関連会社については、他の株主の意向を尊重しつつ行う。
- 3 各関連団体の主な事業内容は、別紙3のとおりとする。

第8条〔事業活動における遵守事項〕

関連団体は、公共放送NHKの使命達成に協力するNHKグループの一員であることを認識し、次に掲げる点を遵守して、社会との調和を図りながら、節度と良識ある事業活動を行う。

- (1) NHKに対する視聴者・国民の信頼を損なう行為を行わない。
- (2) 公序良俗に反する行為を行わない。
- (3) 不公正な取引を行わない。
- (4) 過大なリスクのある事業を行わない。

〈第3章 関連団体の指導、監督等〉

第9条〔関連団体の指導・監督〕

- 1 NHKは、関連団体にNHKの経営意思の伝達を図るとともに、関連団体の事業運営に対して基本契約等に基づき指導・監督を行う。
- 2 関連団体は、NHKが関連団体の指導・監督を行うにあたって、報告・調査等への協力を要請したときは、正当な理由がある場合を除いて、これに応じるものとする。
- 3 NHKが関連団体の指導・監督を行う際は、特に関連公益法人等については、その公益性に配慮し、それぞれの団体を規律する法令等を遵守しつつ行う。

第10条〔連絡協議会〕

- 1 NHKと関連団体は、必要な事項の協議、連絡および報告を行う連絡協議会を定期的に開催する。
- 2 前項の連絡協議会のほか、NHKまたは各関連団体の要請により、必要に応じて個別に連絡会を開催する。

第11条〔事前協議事項〕

関連団体は、次に掲げる事項について、事前にNHKと協議を行う。

- (1) 合併または解散
- (2) 定款または寄付行為の変更
- (3) 年度事業計画および収支予算
- (4) 中・長期事業計画
- (5) 利益処分または損失処理
- (6) 増資、減資または基本財産の増減
- (7) 営業権の譲渡または譲受
- (8) 子会社の設立、合併または解散
- (9) 会社または団体への出資または出捐
- (10) 株主の変更
- (11) 重要な人事の変更
- (12) 重要な組織の変更
- (13) 法人名ロゴマークの新設または変更
- (14) 重要な新規事業の開始
- (15) 重要な事業の終了・廃止
- (16) 重要な資産の取得または処分
- (17) 多額の金銭の借入れ
- (18) 債務保証
- (19) 訴訟

- (20) 社長または理事長の報酬および賞与
- (21) 社長または理事長の退任後の再雇用時の処遇
- (22) 商品等へのNHK名称等の使用
- (23) 重要な許認可事項の申請
- (24) NHKの業務遂行に影響を及ぼす広告宣伝、広報対応等
- (25) その他経営の重要事項

第12条〔事前説明事項〕

関連団体は、次に掲げる事項について、事前にNHKに説明を行う。

- (1) 取締役会もしくは株主総会または理事会もしくは評議員会の議案
- (2) 決算
- (3) 採用計画
- (4) 従業員の処遇・給与等に関する規程の重要な変更
- (5) 新規事業の開始
- (6) その他NHKが特に事前説明を求めた事項

第13条〔報告事項〕

関連団体は、次に掲げる事項について、NHKに報告を行う。

- (1) 取締役会もしくは株主総会または理事会もしくは評議員会の議事の概要
- (2) 中間営業報告、中間収支状況および通期の業績見通し
- (3) 株主の状況
- (4) 役員等（社長または理事長を除く。）の報酬および賞与
- (5) 従業員の人数、処遇状況、就業条件等
- (6) 出資先の会社の経営状況等
- (7) 新規事業の進捗状況
- (8) その他NHKが特に報告を求めた事項

第14条〔事前協議等の特例〕

- 1 NHKの直接出資のない子会社については、第11条から前条までに定める事項は、原則として当該子会社に出資する関連団体を通じて行う。
- 2 NHKは、関連会社について第11条から前条までに定める事項を行う場合は、他の株主の意向を尊重しつつ行う。

第15条〔事業運営状況等の理事会報告〕

NHKは、関連団体の事業運営状況および第11条から第13条までに定める事項の概要を定期的に理事会に報告する。

第16条〔監査委員による報告徴収・調査〕

- 1 放送法第44条に基づき、NHKの監査委員会が選定する監査委員は、NHKの役員の職務の執行を監査するため必要があるときは、子会社に対して事業の報告を求め、またはその子会社の業務および財産の状況の調査をすることができる。

- 2 子会社は、正当な理由がある場合を除いて、前項の報告徴収または調査に応じ、適切な対応を行う。
- 3 NHKは、第1項の監査委員の報告徴収または調査により、関連団体の事業運営に関し是正すべき事項が認められた場合には、第9条に基づき、速やかに関連団体には是正の実施および事後の報告を求め、関連団体はこれに応じる。

第17条〔会計監査人による報告徴収・調査〕

- 1 NHKの経営委員会が放送法第76条に基づき任命する会計監査人は、同法第77条に基づき、その職務を行うため必要があるときは、子会社に対して会計に関する報告を求め、または子会社の業務および財産の状況の調査をすることができる。
- 2 子会社は、正当な理由がある場合を除いて、前項の報告徴収または調査に応じ、適切な対応を行う。
- 3 前条第3項の規定は、本条の会計監査人の報告徴収・調査についても準用する。

第18条〔指導監督のための報告徴収・調査〕

- 1 NHKの内部監査部門は、NHKが別に定める規程に従い、関連団体に対し、第9条の指導・監督に必要な事項について事業の報告を求め、調査を行う。
- 2 内部監査部門は、前項の調査の結果を理事会および監査委員会に報告する。
- 3 第16条第3項の規定は、本条の内部監査部門の報告徴収・調査についても準用する。

第19条〔監査法人等の業務運営状況調査〕

- 1 NHKは、運営基準に関する事項およびNHKが指定する事項について、監査法人等に委嘱し、関連団体の業務運営状況に関する調査を行い、関連団体はこれに応じる。
- 2 NHKは、前項の調査の結果を理事会および経営委員会に報告し、公表する。
- 3 NHKは、第1項の調査によって認められた監査法人等からの指摘事項に関し、関連団体に対し必要な指導・監督を行う。

第20条〔関連団体事業活動審査委員会〕

- 1 NHKは、「関連団体事業活動審査委員会」（以下「委員会」という。）を設置して、関連団体の事業活動（NHKとの取引を含む。）に関する外部からの意見、苦情等を受け付け、当該事業活動の適正性を審査する。
- 2 関連団体は、委員会が事業活動の調査を行う際、誠実に協力する。
- 3 NHKは、委員会の審査結果に基づき、必要に応じて関連団体に指導・監督を行う。
- 4 NHKは、委員会の審査結果等を理事会および経営委員会に報告し、公表する。

〈第4章 NHKと関連団体の取引〉

第21条〔公正取引の原則〕

NHKと関連団体の取引は、「経理規程」「業務委託基準」その他一般に妥当と認められる取引慣行に基づいた公正な取引でなければならない。

第22条〔業務委託〕

NHKが「業務委託基準」および「業務委託契約要領」に基づき、その業務の一部を関

連団体に委託する場合、当該関連団体は、受託業務の効率的な遂行と適正な管理に努めなければならない。

第 23 条〔取引の適正性の評価、公表〕

NHKは、関連団体との一定規模以上の取引について、毎年度その取引が適正に行われているかどうかの評価を取りまとめて、理事会および経営委員会に報告し、公表する。

〈第 5 章 会計および決算〉

第 24 条〔会計の基準〕

関連団体の経理は、企業会計原則、公益法人会計基準等の、法人の種別に応じた公正妥当な会計の基準により行う。

第 25 条〔連結決算〕

- 1 NHKの連結対象となる子会社および関連会社は、NHKの連結決算に係る事項の経理をNHKが別途指示するところにより行う。
- 2 関連団体は、NHKの連結決算に関して、NHKの指定する監査法人の監査に応じる。

〈第 6 章 人材の交流、育成等〉

第 26 条〔人材の交流・育成〕

- 1 NHKと関連団体は、必要に応じ、次に掲げる人事交流等を行う。
 - (1) 関連団体へのNHK職員の出向
 - (2) 関連団体従業員へのNHKへの出向
 - (3) 関連団体へのNHK職員の転籍
 - (4) NHK役職員の関連団体役員への就任（ただし、放送法の定めにより、NHK役員については関連公益法人等に限る。）
- 2 NHKは、関連団体の従業員の人材育成施策に対して、必要な協力・支援を行う。
- 3 NHKと関連団体は、必要に応じ、共同で調査、研究、開発等を行う。

第 27 条〔出向契約〕

- 1 出向を行う場合は、NHKと当該関連団体間で出向契約を締結し、出向者の処遇等を定める。
- 2 出向者の給与、賞与等は、出向先団体が負担する。

第 28 条〔リスクマネジメントの実施〕

関連団体は「リスクマネジメント規程」「リスクマネジメント委員会運営に関する規程」「関連団体コンプライアンス通報制度規程」等、NHKグループのリスクマネジメントに関しNHKが定めた諸規程を遵守するものとし、関連団体の社長または理事長は、当該関連団体のリスクマネジメント責任者として、当該関連団体のリスクマネジメントをNHKのリスクマネジメントと一体のものとして実施する。

第 29 条〔コンプライアンスの徹底〕

- 1 関連団体は、NHKグループの一員にふさわしい職業人としての倫理の徹底と、業務の適正化をはじめとするコンプライアンスの推進に努め、従業員を指導・監督する。
- 2 関連団体は、コンプライアンス意識の徹底のため、倫理と行動に関する指針を設け、意識の浸透を図る。
- 3 関連団体は、NHKが別に定める「関連団体コンプライアンス通報制度規程」を遵守するとともに、内部通報に関する各団体の内部規程を整備し、その周知・徹底と円滑な運用に努める。
- 4 関連団体は、その役員または従業員が、NHKグループの社会的信用を損なう行為を行った場合は、当該関連団体の責任において厳正な対応を行う。

〈第 7 章 情報公開および個人情報保護〉

第 30 条〔情報公開〕

- 1 関連団体は、事業運営および財務に関する情報を、法令に定める方法のほか、NHKの指示および各関連団体が適切と判断する方法により、一般に提供する。
- 2 関連団体に関する情報を記録した文書、または関連団体から取得した文書についてNHKに情報開示の求めがあり、NHKが開示の決定にあたり当該関連団体に意見の提出を求めた場合、当該関連団体は「NHK情報公開基準」の趣旨を尊重し、誠実にこれに対応する。

第 31 条〔個人情報保護〕

- 1 関連団体は、「個人情報の保護に関する法律」およびNHKの個人情報保護関連規程の定めるところに従い、個人情報を適正に取り扱わなければならない。
- 2 関連団体は、個人情報の取得に際しては、その使用目的を明示し、明示した目的以外には、その情報を使用または開示しない。
- 3 関連団体は、業務上知り得た個人情報を、個人の権利・利益を害することのないよう厳重に管理しなければならない。

〈第 8 章 知的財産権の使用、情報の管理等〉

第 32 条〔知的財産権の使用〕

- 1 関連団体は、NHKが保有する著作権、特許権等の知的財産権を使用する場合には、事前にNHKの許諾を求めなければならない。
- 2 関連団体は、他者の知的財産権についても、これを尊重し、権利侵害を防止しなければならない。

第 33 条〔情報の管理〕

- 1 関連団体は、NHKとの関係で知り得た情報を、NHKの許可なく他に漏らしてはならない。
- 2 関連団体は、業務上知り得た他社の機密情報についても、適切に管理し、情報の漏えいや不正使用を防止しなければならない。

第 34 条〔運営基準の見直し〕

運営基準は、関連団体の事業の実施状況、社会の動向等を踏まえ、適宜、見直しを行う。

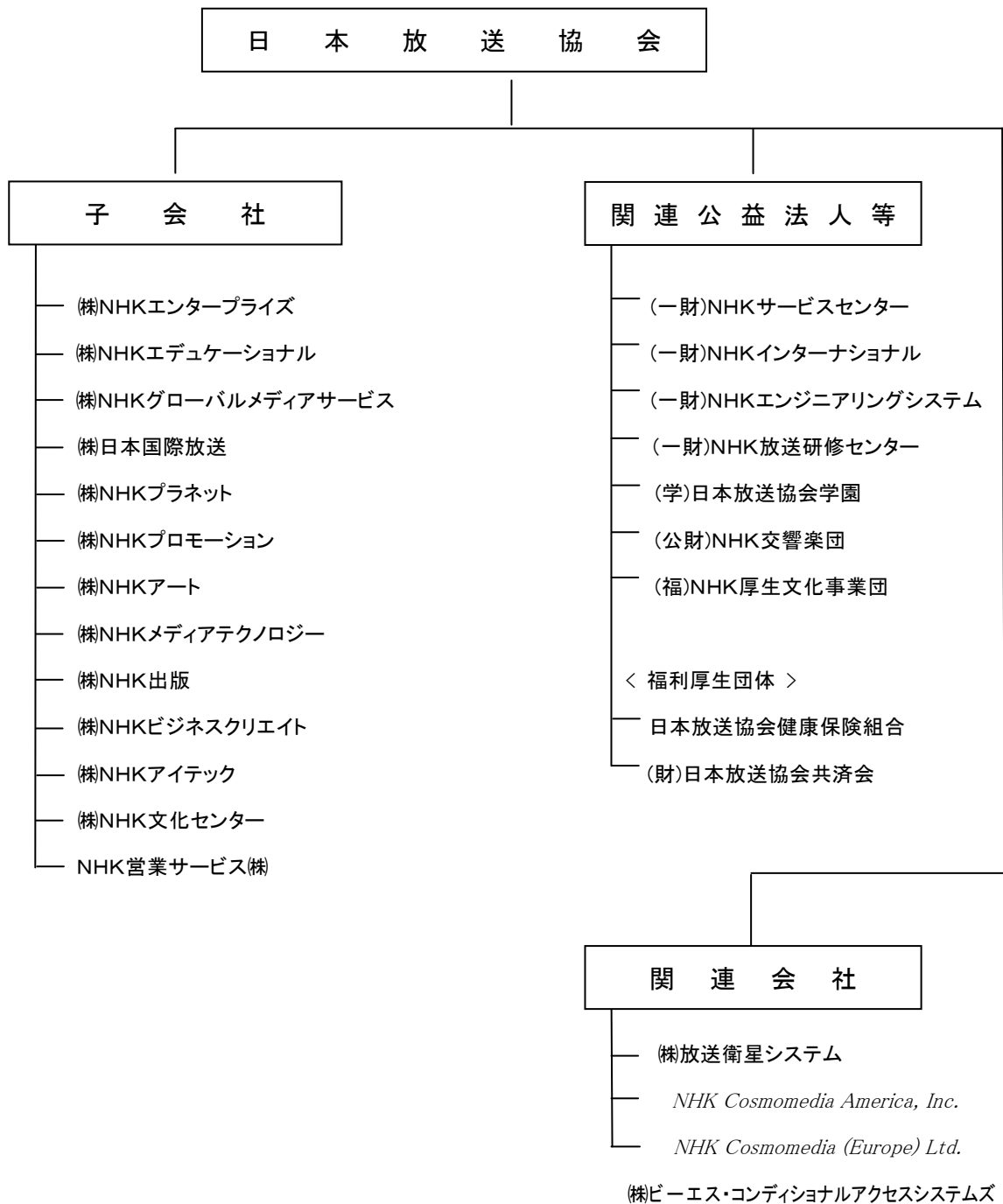
付 則

運営基準は、平成 14 年 7 月 1 日から適用する。

一部改正（第 26 条）	平成 16 年 11 月 8 日
一部改正（第 28 条）	平成 17 年 4 月 1 日
一部改正（第 2 条）	平成 18 年 5 月 1 日
一部改正（第 11 条、第 13 条）	平成 18 年 7 月 1 日
一部改正（第 2 条、第 3 条、第 6 条、第 16 条、第 17 条、第 18 条、第 19 条、第 28 条、 第 29 条）	平成 20 年 12 月 17 日
一部改正（第 2 条、第 6 条、第 16 条、第 17 条）	平成 23 年 6 月 30 日
一部改正（前文、第 1 条、第 5 条、第 8 条、第 9 条、第 11 条、第 12 条、第 28 条、第 29 条、第 32 条、第 33 条）	平成 25 年 7 月 1 日

関 連 団 体 系 統 図

(平成 2 5 年 7 月 1 日現在)



(注) (株)は株式会社、(財)は財団法人、(学)は学校法人、(福)は社会福祉法人、(公財)は公益財団法人、(一財)は一般財団法人
斜字体の会社は、協会の直接出資のない会社

(別紙2)

第6条第2項に定める子会社等の業務範囲

- 1 委託により、放送番組等を制作し、その制作に必要な装置を作成し、または放送に必要な施設を建設し、もしくは管理する事業
- 2 放送番組の制作に必要な装置または放送に必要な施設もしくは設備を供給し、または委託により放送設備等の設計その他の技術援助を行う事業
- 3 基幹放送局設備を認定基幹放送事業者の国内基幹放送の業務の用に供する事業
- 4 委託により、または協会と共同して、放送およびその受信の進歩発達に必要な調査研究を行う事業（受信障害調査および受信障害改善対策に関する助言もしくは指導を行う事業、または放送の受信に関し、公衆の相談に応ずる事業を含む。）
- 5 協会の受信料の徴収に関する業務または協会の業務に係る情報の処理に関する業務を行う事業
- 6 協会が放送をすることを主たる目的とする公開演奏会その他の催しを主催し、後援し、もしくは企画、運営し、またはこのために保有する設備もしくは優れた技術を活用して、特に社会的に意義のある営利を目的としない公共的な催しを主催し、後援し、もしくは企画、運営する事業
- 7 放送の普及発達に必要な周知宣伝（協会の放送番組の周知宣伝を含む。）または出版を行う事業
- 8 協会の委託により、放送番組の編集に必要なニュースおよび情報を収集し、またはこれを協会以外の者と交換する事業
- 9 協会の放送番組およびその編集上必要な資料を基幹放送事業者等の用に供し、もしくは外国放送事業者等に提供し、または協会の調査研究の成果を一般の利用に供する事業
- 10 協会の放送番組に係る著作物について、その複製物を作成し、もしくは頒布し、またはこれを有線送信する事業
- 11 既放送番組等を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業
- 12 既放送番組等を、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者に提供する事業
- 13 協会の放送設備を使用してテレビジョン多重放送を行う事業
- 14 放送法施行令第2条に定める事業および放送法に基づき協会が行うことのできる業務（放送をすることを除く。）のほか、これらを行うために保有する設備または優れた技術を活用して行う上記各号に密接に関連する事業で、特に社会的に意義があり、かつ協会の目的に照らして適正な事業

(別紙3)

各関連団体の主な事業内容

(子会社)

(株)NHKエンタープライズ	<ul style="list-style-type: none">・NHKの委託による放送番組の制作、購入、販売・NHKの委託による邦人向けテレビジョン国際放送業務・NHKの委託によるケーブルテレビ事業者への放送番組の提供・各種映像ソフトの制作、販売・各種催物の企画、実施 等
(株)NHKエデュケーショナル	<ul style="list-style-type: none">・NHKの委託による教育・教養番組の制作、購入・放送大学学園番組の制作・主として教育に関する映像ソフトの制作、販売・主として教育に関する催物の企画、実施 等
(株)NHKグローバルメディアサービス	<ul style="list-style-type: none">・NHKの委託によるニュース、スポーツ番組の制作、購入・NHKの委託による回線コーディネーション業務・NHKの委託による字幕番組の制作 等
(株)日本国際放送	<ul style="list-style-type: none">・NHKの委託による外国人向けテレビジョン国際放送番組の制作・送出・受信環境整備・外国人向け独自番組の制作・放送・販売 等
(株)NHKプラネット	<ul style="list-style-type: none">・NHKの委託による主に地域文化・社会を素材とした放送番組の制作・各種映像ソフトの制作、販売・各種催物の企画、実施 等
(株)NHKプロモーション	<ul style="list-style-type: none">・NHKの放送番組に関連した催物の企画、実施・各種催物の企画、実施 等
(株)NHKアート	<ul style="list-style-type: none">・NHKの委託による放送番組の制作に係る美術業務・コンピューターグラフィックソフトの企画、制作・展示装飾等の一般美術業務 等
(株)NHKメディアテクノロジー	<ul style="list-style-type: none">・NHKの委託による放送番組の制作に係る技術業務・各種映像ソフトの制作に係る技術業務・NHKの委託によるコンピューターシステムの管理運用、情報処理・ソフトウェアの開発、販売、情報提供、コンサルティング 等
(株)NHK出版	<ul style="list-style-type: none">・NHKの放送番組に係るテキストの発行・NHKの放送番組に関連する図書、雑誌の出版・各種書籍、ビデオ、CD-ROM等の発行・音楽著作権の管理 等
(株)NHKビジネスクリエイト	<ul style="list-style-type: none">・NHKの建物、設備等の総合管理業務・関連団体入居ビルの所有、管理、運営・NHKおよび関連団体所有の車両の運行管理・放送に関する情報処理・経理、人事、給与、福利厚生に関する事務 等
(株)NHKアイテック	<ul style="list-style-type: none">・NHKの委託による放送設備、共同受信設備の建設、保全・スタジオ設備等の設計、施工 等
(株)NHK文化センター	<ul style="list-style-type: none">・教養・趣味・実用・健康等の各種講座の運営を通じたNHKの放送番組の利用促進・各種講演会等の企画、実施 等
NHK営業サービス(株)	<ul style="list-style-type: none">・NHKの委託による受信料関係の事務、情報処理、受信相談の受付 等

(関連会社)

(株)放送衛星システム	<ul style="list-style-type: none"> ・放送衛星の調達 ・放送衛星の中継器の譲渡、リース ・放送衛星の管制 ・基幹放送局提供事業 等
NHK Cosmopedia America, Inc.	<ul style="list-style-type: none"> ・北米地域における衛星、ケーブルテレビ等を利用した番組供給事業 ・アメリカ地域におけるNHK関連番組の制作とその支援業務 ・NHK関連番組の制作等に関するリサーチ・コーディネーション業務 等
NHK Cosmopedia (Europe) Ltd.	<ul style="list-style-type: none"> ・欧州地域における衛星、ケーブルテレビ等を利用した番組供給事業 ・欧州地域におけるNHK関連番組の制作とその支援業務 ・NHK関連番組の制作等に関するリサーチ・コーディネーション業務 等
(株)ビース・コンディショナルアクセスシステムズ	<ul style="list-style-type: none"> ・BSデジタル放送の有料放送・自動表示メッセージおよびデジタル放送の番組の著作権保護等に使用する限定受信方式(B-CAS方式)の統括的な運用・管理 等

(関連公益法人等)

(一財)NHKサービスセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・NHKの委託による番組情報誌の発行、および番組公開、展示、広報業務 等
(一財)NHKインターナショナル	<ul style="list-style-type: none"> ・NHKの委託による外国の放送事業者等への放送番組の提供 ・NHKの放送番組を中心とした国際番組ライブラリー事業の運営 等
(一財)NHKエンジニアリングシステム	<ul style="list-style-type: none"> ・NHKの委託によるNHKの研究開発に基づく技術移転、特許の周知、斡旋 ・音響、映像、無線等に関する調査研究並びに機器等の試験、評価 等
(一財)NHK放送研修センター	<ul style="list-style-type: none"> ・NHKの委託によるNHK職員に対する研修 ・一般放送事業者の従業員等に対する研修 等
(学)日本放送協会学園	<ul style="list-style-type: none"> ・NHKの放送を利用する通信制高等学校の運営 ・生涯学習通信講座の実施 等
(公財)NHK交響楽団	<ul style="list-style-type: none"> ・NHKの放送での利用を目的とする演奏の実施 ・公開演奏会の実施 等
(福)NHK厚生文化事業団	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者、高齢者福祉事業への助成 ・NHKの社会福祉番組の普及、周知及び制作協力 等

<福利厚生団体>

日本放送協会健康保険組合	<ul style="list-style-type: none"> ・NHK役職員への健康診断業務 等
(財)日本放送協会共済会	<ul style="list-style-type: none"> ・NHK役職員への福利厚生事業 等

<参考>

放送法施行令 2 条

(出資の対象)

第二条 法第二十二条に規定する政令で定める事業は、次のとおりとする。

- 一 協会の委託により、放送番組を制作し、放送番組の制作に必要な装置を作成し、又は放送に必要な施設を建設し、若しくは管理する事業
- 二 協会に対し、放送番組の制作に必要な装置又は放送に必要な施設を供給する事業
- 三 法第二条第二十四号に規定する基幹放送協設備を協会の法第十五条に規定する国内基幹放送の業務の用に供する事業
- 四 協会の委託により、又は協会と共同して、放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行う事業
- 五 協会の委託により、受信料の徴収に関する業務又は協会の業務に係る情報の処理に関する業務を行う事業
- 六 協会が放送をすることを主たる目的とする公開演奏会その他の催しを主催する事業
- 七 協会の委託により、放送の普及発達に必要な周知宣伝又は出版を行う事業
- 八 協会の委託により、放送番組の編集に必要なニュース及び情報を収集し、又はこれを協会以外の者と交換する事業
- 九 協会の委託により、放送番組及びその編集上必要な資料を基幹放送事業者(協会及び学園を除く。)又は基幹放送局提供事業者の用に供し、若しくは外国放送事業者に提供し、又は協会の調査研究の成果を一般の利用に供する事業
- 十 協会の放送番組に係る著作物について、その複製物を作成し、若しくは頒布し、又はこれを有線送信する事業(次号及び第十二号に掲げるものを除く。)
- 十一 法第二十条第二項第二号に規定する既放送番組等(次号において「既放送番組等」という。)を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業(放送に該当するものを除く。)
- 十二 既放送番組等を、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者に提供する事業
- 十三 協会の放送設備を使用してテレビジョン多重放送を行う事業